

第26回定例公安委員会開催概要

開催年月日：令和6年8月21日（水）9:30～12:30

出席者 ○ 公安委員会…蓬田勝美委員長、佐藤千鶴子委員、大森亮一委員
○ 警察本部…警察本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、
交通部長、警備部長、情報通信部長、首席監察官ほか

1 報告事項

(1) 第44回栃木県警察駅伝競走・ロードレース大会の実施について

警務部長から、10月31日に栃木県井頭公園において、第44回栃木県警察駅伝競走・ロードレース大会が開催されることについて報告があった。

委員から「大会会場は一般の方も利用する施設であることから、施設管理者と連携しながら、一般の方に迷惑がかからないよう注意して実施していただきたい。」との意見があった。

(2) 広報紙及び広報用写真・イラストコンクールの実施について

警務部長から、広報技能の向上と広報啓発活動の活発化を図るとともに、応募作品を各種広報資料として幅広く活用することにより、警察広報の推進に資するため、9月4日に警察本部において、各警察署から集められた「警察署だより」「交番・駐在所だより」「写真・イラスト」の各部門の作品について、優秀作品を選出するコンクールを実施することについて報告があった。

委員から「毎年、工夫を凝らした良い作品が多いので、入選作品を各種広報に効果的に活用してもらいたい。」との意見があった。

(3) 令和6年上半期におけるストーカー・DV事案の対応状況について

生活安全部長から、上半期におけるストーカー・DV事案の認知・検挙件数及び各種保護対策資機材等の運用状況等について報告があった。

委員から「重大な事件に発展しないよう、先手を打った安全対策を推進するとともに、ストーカー加害者への治療を勧めるアプローチも粘り強く取り組んでいただきたい。」との意見があった。

(4) 令和6年上半期における特殊詐欺の情勢について

刑事部長から、上半期における特殊詐欺の認知・検挙状況及び犯行ツール対策として、電話対策（利用停止の緊急要請等）と口座対策（口座凍結措置）等を実施したことなどについて、生活安全部長から、水際阻止の状況及び被害抑止対策として防犯機能付き電話機の普及促進等の各種対策を実施したことなどについて報告があった。

委員から「効果的な場所・手法を検討し、より多くの県民に新たな犯罪手口等の周知を図り、被害の未然防止活動を積極的に推進していただきたい。」との意見があった。

(5) 令和6年上半期におけるSNS型投資・ロマンス詐欺の情勢について

刑事部長から、上半期におけるSNS型投資・ロマンス詐欺の認知状況やその特徴及び犯行ツール対策として口座対策（口座凍結措置）等を実施したことなどについて、生活安全部長から、水際阻止の状況及び被害抑止対策として被害防止警戒行動アピール等の各種対策を実施したことなどについて報告があった。

委員から「特殊詐欺の抑止対策と同様に、多くの県民にSNS型投資・ロマンス詐欺の手口や現状を周知して注意喚起を図るとともに、実効性のある被害抑止対策の方法などについて検討を続けていただきたい。」との意見があった。

2 決裁事項

(1) 犯罪被害者等給付金支給裁定（案）について

犯罪被害者支援室長から、受理した犯罪被害者等給付金支給裁定申請に関する支給決定（案）について報告を受け、審議の上、これを了承した。

- (2) **ストーカー規制法に基づく禁止命令及び警告の実施について（令和6年7月分）**
人身安全対策指導官から、7月中におけるストーカー規制法に基づく禁止命令及び警告の実施について報告を受け、これを了承した。
- (3) **猟銃等所持許可の更新の不許可について**
生活環境課次長から、猟銃等所持許可更新の不許可処分者1名の処分事由について報告を受け、これを了承した。
- (4) **援助要求における第百十九次特別自動車警ら部隊（関東管区第16次）の派遣について（第13次派遣）**
地域部調査官から、警察法第60条第1項の規定に基づき、石川県公安委員会から援助要求を受けたことに伴い派遣した自動車警ら部隊の活動結果の報告を受け、これを了承した。
- (5) **援助要求における第百三十四次特別自動車警ら部隊（関東管区第19次）の派遣について（第14次派遣）**
地域部調査官から、警察法第60条第1項の規定に基づき、石川県公安委員会から援助要求を受けたことに伴い派遣した自動車警ら部隊の活動結果の報告を受け、これを了承した。
- (6) **意見の聴取の開催について**
交通聴聞官から、本日開催した意見の聴取に係る運転免許取消し処分対象者の処分事由及び聴取結果について報告を受け、審議の上、11人に対する処分を決定した。
- (7) **聴聞の開催について**
交通聴聞官から、本日開催した聴聞に係る運転免許取消し処分対象者の処分事由及び聴聞結果について報告を受け、審議の上、7人に対する処分を決定した。
- (8) **意見の聴取、聴聞の日時決定について**
交通聴聞官から、9月18日午前8時30分から運転免許取消し処分対象者10人に対する意見の聴取を、同日午前9時00分から運転免許取消し処分対象者8人に対する聴聞を、それぞれ運転免許管理課において開催することについて報告を受け、これを了承した。
- (9) **意見の聴取を受ける者の追加について**
交通聴聞官から、9月4日午前8時30分から運転免許管理課において開催される意見の聴取について、3名追加され合計14人になることについて報告を受け、これを了承した。
- (10) **公安条例に係る申請の受理について**
警備第二課調査官から、7月19日付で受理した公安条例にかかる示威運動許可申請について報告を受け、これを了承した。
- (11) **苦情申出の受理について**
公安委員会補佐室員から8月5日付けで受理した苦情申出について報告を受け、同文書を閲覧の上、必要な指示をした。
- (12) **苦情申出の受理について**
公安委員会補佐室員から8月9日付けで受理した苦情申出について報告を受け、同文書を閲覧の上、必要な指示をした。
- (13) **苦情申出の受理について**
公安委員会補佐室員から8月16日付けで受理した苦情申出について報告を受け、同文書を閲覧の上、必要な指示をした。
- (14) **令和6年7月中における風俗営業、古物営業、質屋営業、警備業、探偵業に係る専決事項等の報告について**
生活環境課から、7月中における風俗営業、古物営業、質屋営業、警備業、探偵業に係る専決事務の概要について報告を受け、これを了承した。
- (15) **令和6年7月中における銃砲及び火薬類に係る専決事項の報告について**
生活環境課から、7月中における銃砲及び火薬類等に関する専決事務の概要について報告を受け、これを了承した。